

就学援助 対象世帯を拡充

4月から

所得基準の加算対象を、18歳未満の子が3人以上

⇒**22歳未満**の子が3人以上に

今回の対象拡充については、2月18日の京都市会・予算特別委員会・第2分科会で明らかにされました。この問題は、2023年9月市会で、市民から切実な陳情が出され、日本共産党の議員が拡充を求めて質疑していました。

就学援助制度

経済的な理由でお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助するものです。

認定には、世帯人数等に応じて所得基準があります。妊産婦、高齢者、母子・父子世帯や障害のある方、長期療養中の方、18歳未満の子が3人以上いる世帯(3人目以降1人増すごとに)の場合は23万円が加算されます。

今回、この「18歳未満3人以上」を「22歳未満3人以上」に改善し、「今年の4月から適用」と答弁がありました。

市民のみなさんの声を届け、一步一步改善！！

●2018年度

就学援助の入学準備金の前倒し支給が実現

○子どもの貧困対策が大きな課題となり、入学準備に間に合うように支給の前倒しを求める声が大きくなる中で実現したものです。

●2020年度

収入が激減した世帯の年間収入を推定して認定することが実現

○収入が激減した世帯の任意の連続する3ヶ月の収入を申告してもらい、年間の収入を推定して認定すること。12月末までの申請で4月にさかのぼって認定することが実現しました。

全学年に「就学援助制度」のお知らせ配布を実現

○就学援助制度の対象者などが書かれたお知らせを、小1、中1の保護者のみに周知していましたが、全学年で配布されることになりました。